

健 第 1 1 1 3 号
令和3年12月9日

(公社) 岡山県医師会長 } 殿
(一社) 岡山県病院協会長 }

岡山県保健福祉部長

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

このことについて、厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、各保健所・保健所支所から周知を図ることとしておりますが、貴会におかれましても、会員への周知について御配慮くださいますようお願いいたします。

また、本通知は次のホームページに掲載しています。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>

岡山県保健福祉部健康推進課
感染症対策班
TEL: 086-226-7331
FAX: 086-225-7283

健 発 1206 第 1 号
令和 3 年 12 月 6 日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第189号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準に関する事項として、以下を追加する。

症状	期間
心筋炎	28 日
心膜炎	28 日

第二 施行期日

公布の日（令和3年12月6日）

